

参画公開 児童手当

第15回

今年は分散開催

市民活動フェスティバル 参加者・団体募集

団体の活動PRや市民との交流、地域活動の活性化などを目的としています。

10月9日(土)～11月5日(金)

場市民活動センターほか

4月15日(木)～5月15日(土)に申込用紙を直接同フェスティバル運営委員会事務局(こくぶんじ市民活動センター(本町2-2-1cocobunji EAST3階アクティ・ココブンジ内))へ

申込用紙・募集要項配布同センターまたは市内公共施設で

※同センター [HP](http://collabo-kokubunji.com/)http://collabo-kokubunji.com/からダウンロード可

問事務局 ☎(042)327-3771

→協働コミュニティ課 ☎(042)327-3771



特別支援教育推進委員会委員を募集

第3次特別支援教育基本計画(義務教育時)の見直しを検討する委員を募集します。

市内在住の20歳以上で特別支援教育に関心があり、会議(5月～10月までの5回、月々金曜日午後2時30分～4時15分を予定)に出席できる方※市の他の附属機関の公募委員を除く

定員2人以内

任期委嘱を受けた日から令和4年3月まで(予定)

任期委嘱を受けた日から令和4年3月まで(予定)

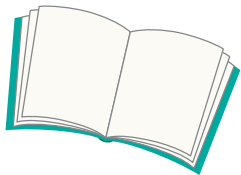
募集

図書館ボランティア

図書館の仕事に興味があり、ボランティアを希望される方は、お近くの図書館へお問い合わせください。

業務内容 返却された資料を本棚に戻す作業、本棚の整理、本の消毒など

→図書館課 ☎(042)324-2022



公開

しています

教育委員会定例会

4月15日(木)午前9時30分～
場市役所第4庁舎2階会議室
↓選挙管理委員会事務局(内368)

都市計画審議会

4月23日(金)午後4時～
場市役所第1庁舎3階第一～三委員会室
↓内国分寺都市計画用途地域の変更(案)に関してほか
↓まちづくり計画課(内455)

選挙管理委員会定例会

5月10日(月)午前9時30分～
場市役所第4庁舎2階会議室
↓選挙管理委員会事務局(内368)

農業委員会総会

4月20日(火)午前9時30分～
場市役所第5庁舎1階会議室
↓農業委員会事務局(内394)

建築審査会

4月22日(木)午後2時30分～
場市役所プレハブ会議室第3一部非公開
↓建築指導課(内480)

教育総務課

042・574・574・4

児童に関する手当・医療費助成制度

→子ども子育てサービス課(内378)

名称	概要	
児童手当(特例給付)	対象	0歳～中学3年生の児童を養育している家庭※所得制限あり
	支給金額	0歳～3歳未満=15,000円/月、3歳～中学生=10,000円/月(支給月=2月・6月・10月) ※第3子以降の小学校終了前児童=15,000円/月(児童の順位は18歳に達した最初の3月31日までの児童から数えます) ※所得制限を超えた場合(特例給付)=5,000円/月
乳幼児医療費助成制度	対象	小学校就学前の児童
	助成内容	医療費(保険診療の自己負担分を助成。食事療養標準負担額を除く)
義務教育就学児医療費助成制度	対象	小学1年生～中学3年生の児童※小学4年生から所得制限あり
	助成内容	医療費(保険診療の自己負担分を助成。食事療養標準負担額を除く) ※通院1回につき、自己負担額から上限200円を控除した額を助成(調剤・訪問看護・入院は無料)
児童扶養手当	対象	18歳に達した最初の3月31日までの児童(一定の障害のある方は20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭※所得制限あり
	支給金額	第1子=10,180～43,160円/月、第2子=5,100～10,190円/月加算、第3子以降=3,060～6,110円/月加算(支給月=1月・3月・5月・7月・9月・11月)
児童育成手当	対象	18歳に達した最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭※所得制限あり
	支給金額	児童1人=13,500円/月(支給月=2月・6月・10月)
ひとり親家庭等医療費助成制度	対象	18歳に達した最初の3月31日までの児童(一定の障害のある方は20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭または父か母に重度の障害がある家庭※所得制限あり
	助成内容	医療費(保険診療の自己負担分を助成。食事療養標準負担額と生活療養負担額は除く)※市民税課税世帯は自己負担分のうち一割負担あり
特別児童扶養手当	対象	20歳未満の心身に障害〔①身体障害者手帳1～3級程度②愛の手帳1～3度程度③①②と同程度の疾病または身体・精神の障害(指定の診断書の提出が必要)〕がある児童を養育している家庭※所得制限あり
	支給金額	1級認定児=52,500円/月、2級認定児=34,970円/月(支給月=4月・8月・11月)
児童育成手当(障害)	対象	20歳未満の心身に障害〔①身体障害者手帳1～2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症〕がある児童を養育している家庭※所得制限あり
	支給金額	児童1人=15,500円/月(支給月=2月・6月・10月)
心身障害児童福祉手当	対象	20歳未満の心身に障害〔①身体障害者手帳1～4級程度②愛の手帳1～4度程度〕がある児童を養育している家庭※児童育成手当(障害)との併給はできません
	支給金額	児童1人=5,400円/月(支給月=3月・6月・9月・12月)

各種手当などを受給するには、申請が必要です。所得制限や手当額・支給開始月など詳しくは、お問い合わせください。

児童育成手当・障害手当の申請受け付け

5月6日(木)から、令和3年度児童育成手当・障害手当の申請受け付けを開始します。手当は申請月の翌月分から支給します。現在手当を受けている方は、申請不要です。

※ひとり親家庭、障害のある児童を養育している保護者で令和2年分の所得が所得制限限度額未満の方(下表参照)

※申請者名義の銀行口座番号が分かるもの○児童育成手当申請者は戸籍謄本(全部事項証明書)※本籍地が本市の方は省略可○障害手当申請者は愛の手帳1～3度または身体障害者手帳1・2級

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人以上	扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算

※老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき25万円を加算/令和2年分の源泉徴収票は「給与所得控除後の金額」、令和2年分確定申告書は「所得金額」の合計欄で確認してください/総所得から社会保険料控除(一律8万円)を引いた金額を上記表と比較してください。また、次の控除がある場合は所得から控除することができます

対象控除・控除額 雑損・医療費・小規模企業共済掛金・特別配偶者控除の相当額、給与所得・公的年金等の所得がある場合はその合計金額から10万円、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦控除27万円、ひとり親控除35万円、勤労学生控除27万円※詳しくは子ども子育てサービス課へ

所得審査の算定方法を一部変更

令和3年度の所得審査から、児童手当・義務教育就学児医療証・ひとり親家庭等医療証・児童扶養手当・児童育成手当・特別児童扶養手当の所得審査の算定方法を一部変更しました。これにより各手当・医療費助成制度の対象になる場合は、新たに申請が必要です。該当する方は早めにご相談ください。すでに受給している場合は申請不要です。

※所得審査は確定申告・年末調整の内容により実施。申告の詳細は国

税庁へお問い合わせください

変更点

- 給与所得・公的年金等に係る所得額の合計額から10万円を控除
- 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除は、当該控除と同額を控除
- ひとり親控除の創設により、当該控除は35万円、寡婦控除は27万円を控除※児童扶養手当・ひとり親家庭等医療証は扶養義務者のみ適用

凡例 日日時 場所・会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ 検索 ページ番号 検索 FAX ファクス メール 託児あり 主催・共催 注意事項